

「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（今までの
議論を踏まえたたき台）に対する意見

氏名：戸谷 真理子

日本の危険部位除去には未だ問題があり、それらが改善されないうちに全頭検査という「防護壁」を減らすことには反対である。

「と畜場に抜き打ち監査が入れない」「脊髄吸引機の導入状況を国が把握していない」「背根神経節除去等を流通に依存していると畜場がある」等の点で、安全基準を統一するなどの事態改善前に廃止をすることは、安全に疑問の多い米国牛輸入再開のためで、国民の健康を守るためにないと理解する。消費者心理無視の科学論は、消費者を牛から離すだけである。米全頭検査支持者は読売調査では9割に及ぶ。「牛の科学的リスク」排除には危険部位除去・検査・飼料管理の3点が必要だが、「食の安全」を保つためにはさらに「偽装隠蔽のリスク」という最大リスクを排する必要がある。食安委はそれも考慮した対策を取るべきだ。素埋め等も問題だが、全頭検査による疑惑牛の流通からの排除、飼料自主規制への影響なども意義の一つと考える。

「日本における牛海绵状脳症(BSE)対策について
(今までの議論を踏まえたたたき台)」の問題点

名前 戸谷 真理子

たたき台に、追加・訂正を申請させていただきます。(計8ページ)

P=1 2 背景 2-1 「BSE」

下記の事実の追加が必要である。

「日本における死亡牛検査は2001年10月18日から2004年の春まで行われず、その間相当数が未検査で処分された。死亡牛は健常な牛と比較してBSEの罹患リスクは高いと考えられている。故に日本のBSE牛の正確な実数が把握されたとはいえない。また、鹿児島、山形、大阪などでは関係者による病死牛の素埋め事件が発覚した。それらリスクの高い牛も食品安全委員会の試算には含まれていない。」

◆資料 死亡牛不法投棄・素埋め事件などの報道

- ・「死亡牛、素掘り埋め立てが急増／鹿児島内」(2001年11月1日 南日本新聞)
鹿児島県内で肥育中に病気などで死んだ牛のリサイクル処理が滞り、約1ヶ月半に170頭余りが処理業者の敷地などに素掘りで埋却処分されていることが31日分かった。
- ・「死んだ牛を路上に不法投棄・家畜処理工場前＝鹿児島県大崎町」
(2002年06月11日 南日本新聞)
- ・「茨城・水戸市の林から腐敗した子牛2頭の死体見つかる」(2002年3月21日 フジテレビ)
- ・「死んだ牛も不法投棄、府警捜査」(2003年12月2日 産経新聞)
堺市の酪農団地で、数十頭に上る死亡牛を敷地内に埋めていた。
- ・「高畠の酪農家十数頭不法投棄 町が「厳重注意」」(2004年7月3日 朝日新聞 山形)

P=2 2-1-3 「牛生体内のプリオントロポ分布と感染性」

下記の事実の追加が必要である。

「感染性の検査は、牛の全ての部位に行われたわけではない。例えば、回腸近位部などは未検査であり、不確実性が存在する。」

上記、2004年4月22日に行われた「OIE/BSEコード改正に関する専門家会合」内容から

※ 補足

3ヶ月ほど前、ある流通の販売する牛の飼料明細を取り寄せた。すると現在も代用乳として「飼料用牛脂」を与えていたことがわかった。全国でどれだけの牛に牛脂などの飼料が使われているかは不明だが、0.001gでの感染が判明した現時点で、精製度が高いとされても、牛脂は牛に使用すべきではないと考える。調査と検証を望む。

P=3 2-1-4 「BSEの発症メカニズム」

下記の事実の追加が必要である。

「牛は実験により0.001gの脳でも感染したことが最近判明した。左記は2004年4月22日に行われた「OIE/BSEコード改正に関する専門家会合」会議のほか、「食品に関するリスクコミュニケーション(東京)―BSEに関する講演会 一平成16年4月20日(火)」の席上で、スイスのキム博士により、口頭で発表されている。」

<http://www.fsc.go.jp/koukan/risk160420/koukan160420-gijiroku.pdf>

P=4 2-2 「vCJD」

下記の補足が必要である。

「vCJD患者発生数報告には、誤診のため実数に含まれないものがあるという説がある。米国では政府主導のサーベイランス体制の不備の指摘がされている。「エール大学神経病理学科外科部門の研究チームの検討を含め複数の研究で、剖検によりアルツハイマー病あるいは痴呆症と診断されていた患者の3~13%が実際はクロイツフェルト・ヤコブ病に罹患していたことが判明した」という報道がある。」

「米国で初めて vCJDで死亡された Charlene Singh さんについては、

「米国での診断に不安を感じたシンさんの家族は、2003年初めに英国で診察を受けさせたところ、vCJDと診断された。」という(CNN 2004年6月22日)の報道がある。」

「集団発生例については、CDCが先日一部を残して否定したニュージャージーの事例のほかに、Pennsylvania 州では1993年に、Florida 州では1994年、Oregon 州では1996年、New York 州では1999-2000年に、そして Texas 州では1996年に報告があるという。それらの検証については不明である。」

◆資料:ProMED 和訳から 抜粋

◎ [2] 20030724-0030 (0003/07/24) 情報源:United Press International、2003年12月29日。

<http://www.forth.go.jp/hpro/bin/hb2141.cgi?key=20040203%2D0060>

BSE: クロイツフェルト・ヤコブ病患者数千例と関連。

米国では、連邦政府のクロイツフェルト・ヤコブ病患者モニターシステムが患者数万名を見落としている可能性があると、科学者や消費者運動家が通信社(United Press International)に指摘した。クロイツフェルト・ヤコブ病患者の集団発生は米国各地で報告されている。すなわち、Pennsylvania 州では 1993 年に、Florida 州では 1994 年、Oregon 州では 1996 年、New York 州では 1999-2000 年に、そして Texas 州では 1996 年に報告された。

エール大学神経病理学科外科部門の研究チームの検討を含め複数の研究で、剖検によりアルツハイマー病あるいは痴呆症と診断されていた患者の 3~13% が実際はクロイツフェルト・ヤコブ病に罹患していたことが判明したとしている。米国では毎年アルツハイマー病と診断される患者が 400 万人、痴呆症患者は数十万人が発生していることから、最も少なく見積もって 12000 人以上のクロイツフェルト・ヤコブ病患者が検出されず、公式統計に含まれない可能性がある。

実際、アルツハイマー病と診断された死亡患者数は 1979 年には 857 例であったものが、2000 年には 50 倍以上の 5 万例近くとなつた。(以上ProMEDより抜粋)

P=4 2-2-4 「vCJDの感染に対する遺伝的要因」

下記の事実により、さらに試算の訂正が必要となる。

New vCJD fears as second Briton is infected by donor

By Steve Connor, Science Editor 23 July 2004

http://news.independent.co.uk/uk/health_medical/story.jsp?story=543748

輸血によるvCJD 感染第二例、遺伝子型は異型型 高まる多数の感染者潜在の恐れ

(農業情報研究所)

<http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/bse/news/04072401.htm>

人獣共通感染症連続講座 第 4 3 回

牛海绵状脳症 (BSE) のサルへの伝達実験

<http://www.primate.or.jp/PF/yamanouchi/43.html>

感染者は MM 型のみで、MV 型が感染しにくいという推定のもとに、感染者数の推定の計算がなされていたが、今回、MV 型も感染するという新事実が判明した。

P=6 3-3-2 「過去のリスクによる vCJD 発生数の推定」

訂正が必要と考える。

(試算1)

1. 本文「BSE 感染牛は最大5頭であったと推定している(吉川先生)」という根拠は何か?

前述の通り、日本では2年半もの間、高リスクとされる死亡牛の検査が行われていなかつた。また、全国で病死牛の素埋めや不法投棄などが行われた現実がある。数を計算するにあたり条件が不足していると考えられる。

2. 本文「BSE 発生以前までに英国から輸入された生体牛・牛の肉骨粉・動物性油脂を原因としてわが国における BSE の発生規模を予測しており」

とあるが、英國の他、日本は BSE 感染牛が発見された米国から、比較にならない量の肉骨粉を輸入し続けてきた。計算を行うのであれば、それも含む必要がある。そのためには米国のリスク計算をしなおす必要がある。以前ハーバード大リスク分析センターが、米国牛の BSE リスクについて、はじき出した数値は、本年 7 月、ようやく FDA が飼料管理規定の指針を「たたき台」として提出するという、遅々とした対応を見ればわかるように、リスク計算の条件に、多くの不足と抜け穴がある。再調査が必要である。

(試算2)

本文「'01 年 10 月以降は、全頭検査及び SRM 除去によって、BSB 病原体がフードチェーンから排除されるようになった結果、vCJD リスクはほとんどなくなつたと推測される。従つて、わが国における vCJD リスクは(略)」

上記の内容には不備がある。

1. 日本ではピッキングが今も行われている。
2. 危険部位除去について第三機関の監査・突然の立ち入り調査が行われていない。
3. 脊髄吸引装置の普及状況など、すべてのと畜場の実態を国が把握していない。
4. 背根神経節が流通から除去されるように指導されたのは近年である。
5. 背根神経節の除去を、「流通」での除去に依存すると畜場も存在する。

◆上記内容の出典

丸かじり探検隊：牛肉を安心して食べるため危険部位、除去の方法は？

(毎日新聞 2004 年 5 月 23 日)

<http://www.mainichi-msn.co.jp/kurashi/shoku/news/20040523ddm013100062000c.html>

OIE 腸全体を BSE 特定危険部位に問われるわが国の対応(農業情報研究所 2004 年 6 月 21 日)

<http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/bse/news/04062101.htm>

6. 米国牛等が原料の、美容・健康目的のサプリメントは個人通販という形で、現在も海外から購入が可能である。ネット上では広告が多数みられ、その危険性には殆ど触れられていない。また、法による規制がないために、その実態が把握されていない。
7. ヒト由来のプラセンタ(胎盤)製品が美容目的で、クリニック・医院の Web 上の広告に「危険性はない」として濫用されている実態がある。また、使用実態については、日本胎盤医療研究会(注)での発表によると、ある医院では月 800 人に接種するという記載も見受けられる。

(注) サイト <http://www.placental.gr.jp/index.php>

8. ヒトプラセンタ使用者へのプリオント病感染防止を目的とした献血規制は、まだない。
9. 米国 BSE 牛の発見後も、日本に在庫が存在した、危険部位混入の恐れのある肉エキスや牛脂、精肉や副産物について、少なからずの量が流通を続け、そのまま消費された。

※9. について、日本に流通していた米国牛の安全性にかかわる報道を挙げる。

イ. 日本への輸出の4割を担っていた全米 No1 の精肉加工企業、タイソン社の労組が、
2004年7月中旬、危険部位除去の状況について告発を行った。

朝日新聞の報道や、レイバーネットという労働運動情報ネットワークのWebサイト、
タイソン社労組集会の取材をされた農業情報研究所のWebサイトによると

- ・ 背割りの実行
- ・ 効率優先でライン速度が速いため危険部位除去の確認が不十分である
- ・ 見学が入るとラインは減速される
- ・ 近年、パスト工場は、全国で最も非衛生的な食肉・鶏肉処理工場にランク分けされ、消費者まで到達して被害を及ぼすことが確実であると考える汚染=「重大な違反」という警告を 96 年に受けている
- ・ 労働災害件数が全米で No. 1 である
- ・ 効率優先のため、生きた状態で牛の皮を剥ぐなどの と畜が行われ、そのビデオが収録されたなどという内容が記されている。

事実であれば、食と労働者の安全を脅かす問題であり、確認が必要である。

◆上記内容の出典

米国米食肉業労組が BSE 検査決議を求め決議(レイバーネット)

<http://www.labornetjp.org/labornet/NewsItem/20040701L556>

BSE 日米実務レベル協議終了、検査と特定危険部位除去だけで安全なのか(農業情報研究所)

<http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/bse/news/04072301.htm>

米食肉大手の労組代表ら来日 米国の牛肉処理実態報告へ(朝日新聞 2004 年 7 月 21 日)

<http://www.asahi.com/special/bse/TOKYO200407210205.html>

ロ. 現役の米国農務省検査官 ポール・カーニー氏が、TV取材に対し以下のように答えている。
(NNN ドキュメント 04 2004 年 4 月 5 日 日本テレビの報道による)

ポール氏:「私は BSE の症状を示す牛が食肉用として処理される現場を幾度となく目撃しました。
しかし一頭たりとも検査されませんでした。」

記者 :「農務省や業界から圧力を感じたことは?」

ポール氏:「検査官として圧力を感じたことですか? そんなことはしそうですよ。検査官の
判断が業界の意向に影響されるなんてことは、日常的になっていましたからね。」

ハ. BSE 感染牛一頭目について、米国農務省が、普通に歩いていた患畜を「ダウナー牛である」と
偽証をしたと、と畜当事者の Dave Louthan 氏と工場主が証言している。

NNN ドキュメント 04 2004年4月5日 日本テレビ
ニュースステーション 2004年2月16日 テレビ朝日 でその内容が報道された。
Dave Louthan 氏のサイトは次にある。 <http://www.davelouthan.org/>

- ニ. 米国牛の飼料管理には多数の抜け穴が存在し、それを米国の消費者団体が指摘している。
米消費者団体パブリック・シチズンが USDA の BSE 対策を批判（笹山登生氏要訳）
<http://www.sasayama.or.jp/jouhou/jouhou040223.htm>
米国 FDA、BSE 感染防止ルール強化を発表、なお抜け穴、実施も何時のことか（農業情報研究所）
<http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/bse/news/04071001.htm>

P=7～ 3-2-2-2 ～3-3-3

「英国の推定からの比例計算によるリスク推定・遺伝的要因によるリスク増」
先に述べたように、計算条件に不足があるので、訂正される必要がある。

P=9 3-3-3-2 「SRM 除去によるリスク低減」

本文「しかし、せき臓除去工程におけるせき臓の残存、又は枝肉汚染の可能性、ピッキングによる中枢神経組織の汚染の可能性等もあり、と畜場において、常に SRM 除去が完全に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる」

などという、SRM 除去の実態報告が、吉川先生の試算に反映されていない。

P=10 3-3-3-3 「現在のリスク」

(試算1) 「適切に実施されていれば」という前提をもとに推測がなされているが、
実態を国が把握していないので「不明」とするのが正解である。

(試算2) 同上

P=4 「結論について」

1. 計算条件に不足があるので、訂正いただく必要がある。
2. 安全を維持したまま、BSE 対策を変更するには、

検出限界以下の牛を検査対象から除外するより先に

- SRM 除去の実態調査と除去の徹底
- 除去レベル基準の統一
- 第三機関による監査の徹底

などを推進した上で、再検討を行う必要がある。現時点での SRM 除去は完全ではない。

最後に 消費者として

2年半前、日本でBSE牛が発見されたとき、国や、一部の学者、報道機関は、全頭検査やSRM除去の改善が行われる前から、牛肉は安全であると消費者に訴えてきた。そして、全頭検査が始まると、SRM除去問題が解決される前に「全頭検査をしているから安全だ」と消費を促してきた。消費者はそれを不安に感じながらも、牛由来食品を食してきた。しかし未だ消費は完全に復活してはいない。

全頭検査を取りやめるのであれば、まず、日本国内のSRM除去を徹底、クリアにした上で行うのが筋である。SRM除去が不完全なまま、ただ安全確保のための措置を減らすだけでは、安全性はさらに保てず、消費者は納得しない。

読売新聞(2004年4月23日付)の調査では、9割の消費者が米国へも全頭検査を必要とする、と回答している。山梨日日新聞(2004年5月20日付)によると、県の調査で、9割が食の安全に不安を感じているという結果が出た。同紙には、『具体的な不安要因(複数回答)』では、輸入牛によるBSEが最も高い割合を示し、国産牛のBSEや農産物の残留農薬などが続いた。BSEへの不信感が根強い理由としては、「いつ、どこで起きるか分からない」など明確な感染源が特定されていない現状に不安を訴える声が多かった。』という記載がある。また、毎日新聞(2004年7月2日付)では「食品安全県民アンケ、消費者の85%「不安」不正表示、BS…関心高く/群馬」というタイトルで群馬県の世論調査が報じられ、関心を持っている問題(複数回答)として、

「食品の不正表示」が83・3%

BSE(牛海绵状脳症)問題(82・4%)

環境汚染物質(78・5%)

農薬・医薬品(77・9%)

食品添加物(77・1%)——の順で、

「食中毒」は6位(76・5%)に低下 という結果が報道された。

食の安全は「現在判明している科学」のみで語られるべきものではない。かつてBSEは人間に感染しないというのが以前の「科学」であった。しかし、英国では盲腸検査により最大で3800人の感染の可能性が報じられ、そしてさらに、感染しにくいとされ、患者がいなかつた遺伝子型にも感染することが、つい先日発見されたばかりである。日々、「科学」が更新されているなか、国民の安全を守るには「予防の原則」が重要であることは周知の事実である。

また、いまや食品の偽装は空前のブームといえる程、メディア上を賑わせている。そういうた食品の不正に関して消費者が敏感になっている現状で、「全頭検査」を取りやめることは「牛の消費」自体の低下にもつながる。安全防護壁を減らすより先に、

食品安全委員会は まず、

・「SRM 除去の強化」
・「輸入が決定したメキシコ牛の安全性評価」
・「米国牛の安全評価」
・「全頭検査の精度の向上」
などの最重要課題について対応することが、
国民の健康を守る食品安全委員会の職務であると思われる。

以上

「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（今までの議論を踏まえたたき台」に対する意見）

氏名：日本生協連 原英二

日頃食品の安全に関わり、ご尽力ありがとうございます。さきにプリオン専門調査会にかけられた「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（今までの議論を踏まえたたき台）」（以下、「たき台」）について、弊会としての意見を申し述べます。

日本のBSE対策を検証するためには、もっと十分なデータに基づいて審議する必要があると考えます。「たき台」にBSE問題についての科学的な知見が不足していることを「不確実性が多い」と率直に書かれていることを私共は評価しておりますが、一方で日本でのvCJDリスクを簡単な比例計算だけで推定されているのは不適切と考えます。不確実性が多いvCJDリスクの計算などに拘泥せず、BSE対策の検証に力を注いでいただくよう要望します。

1. 不確実性を考慮した評価が必要

BSEの伝達リスクや伝達経路等に関しては、まだ不明のことが多く、知見は限られています。「たき台」でも随所で「不確実性が多い」と書かれている通りです。「たき台」は日本でのvCJDリスクを推定していますが、現時点では不確実性によりかなりの幅を持ったものとなってしまい、現実的な推定をするのは困難と考えます。英国での推定値はかなりの不確実性を有するものであることに加え、多くの仮定的な数値を用いた推定をすることの科学的な意味は小さく、出された数値は誤った楽観論や不安につながるおそれがあります。したがって、3-1～3-3-2、3-3-3-3、4(1)～(2)は、不確実性を十分に考慮した内容に抜本的に書き改めるか、あるいは削除した方がよいと考えます。

2. 日本のBSE対策の検証が不十分

2001年に国内発生が確認されて急遽体制が整えられたBSE対策についての検証は今日必要とされていますが、取られた対策の内容と実施状況、効果を測定したデータが十分に提出されておらず、満足に検証がなされたか疑問です。改めて十分なデータを求めて、検証することを要望します。

(1)厚生労働省の対策について

厚生労働省が進めた対策、特にと畜場での対策については、厚生労働省の調査報告(集計一覧)及びと畜場2ヶ所の業務概要報告があつただけで、全国のと畜場についての検証としては不十分です。改めて厚生労働省に、より詳細な調査結果の報告を求める必要があると考えます。ピッキング廃止、背割り前の脊髄除去等の対策状況などについての厚生労働省の報告は重要な意味を持つにもかかわらず、「たき台」で触れられていないのは不適切です。

「たき台」の脊髄除去やピッキングの食肉汚染調査に関する記述は、基になっている研究報告とニュアンスが違っており、欧州のデータなども考慮しておらず、結論として背割り前の脊髄除去やピッキング廃止を求めていないことは不適切と考えます。研究報告は現行の脊髄除去にも改善の余地があることを

示し、ピッキングについては血液を汚染する可能性があることを示すものであると考えます。現在の脊髄除去方法等をより詳細に検討し、改善を提言するよう、要望します。またピッキング廃止や背割り前の脊髄除去等の対策の標準化、強制化を厚生労働省に要請すべきと考えます。

BSE検査については、果たしている役割の評価は適切と考えますが、検査精度の検証等も必要と考えます。また、より感度の高い検査方法の開発動向、延髓以外の場所での検査の可能性について、詳細に調査、検討し、展望を示すよう要望します。検査月齢の見直しだけが大きく報道されていることは、いたずらに消費者の不安を招くばかりで遺憾です。

(2) 農林水産省の対策について

農林水産省が進めた対策については、特に交差汚染防止の観点から、製品、工場、使用段階での牛蛋白の存在などを詳細に調査した結果がデータとして必要と考えます。肉骨粉禁止後の産牛(BAB)から陽性牛が発見されたことの総括がないことは不十分です。また死亡牛に関しても、2001年以降に検査されずに処分された牛の実態等についての把握が必要と考えます。こうしたデータを踏まえて、交差汚染の有無、日本におけるBSEの発生リスクについての正確な評価を実施してください。

脊柱に付随する背根神経節の感染性については2002年春にOIEの場で論議され特定危険部位への追加が決定されましたが、日本では食用禁止が2年近く経った2004年になってしまったことに関して、総括をしてください。

3. 「たたき台」に関わる情報とコミュニケーションについて

この「たたき台」が出されるまでに、全頭検査を見直し等々の報道が度々なされています。「たたき台」に関しても事前に出ていた経過があり、そのような情報が出された経緯を明らかにし、透明性の高い委員会運営をしていただくことを要望します。

これまで食品安全委員会では、専門調査会で結論が出されてからパブリックコメントに付されるなど、議論の過程でリスクコミュニケーションが不足しており、専門調査会で議論中の案件について意見交換会が持たれること自体はよいのですが、この「たたき台」については専門調査会で異論が出されており、その議論内容などを一緒に出すべきと考えます。

「たたき台」は日本のBSE対策に関わる検証を旨とするはずですが、米国産牛肉の輸入再開問題と結び付けられて報道されています。米国産牛肉の輸入再開を具体化するためには、その前提条件として、食品安全委員会での米国のBSE対策に関わるリスク評価が必要と考えますので、必要な評価をしてください。

この問題に関しては、不安を払拭し切れない消費者感情を踏まえた、開かれたリスクコミュニケーションの十分な実施、専門調査会・委員会での慎重な検討を要望します。

「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（今までの議論を踏まえたたたき台）」に対する意見

氏名：牧島 一博

牛海綿状脳症（BSE）については、消費者の方々にこれまで安全と言われていた日本の農畜産物に対する信頼を揺るがし、我々農業者として非常に残念な事態を招いたと認識しております。このことを踏まえ、我々農業者は生産履歴記帳運動の取り組みをはじめ、消費者の方々に安全・安心な農畜産物を提供すべく、日々営農に勤しんでいるところです。

しかし、16日に示された貴委員会プリオン専門調査会における報告書では、「BSE検査の検出限界以下の牛を検査から外しても、特定部位を除去すれば人への危険性は増えない」としておりますが、原因が特定されていない現時点では、全頭検査が安全性を確保するうえで有力な手法であり、このことによって国産牛肉への信頼感が確保されていることから、継続実施を強く要望する次第です。

また、今回の報告の内容を受けて米国産牛肉の輸入が再開されることになると、牛肉そのものに対する不信感が広がり、消費者の方々との信頼関係が揺らぐことが明らかであり、貴委員会におかれましても国民との十分なリスクコミュニケーションを実施頂き、食品の安全性の確保に努めて頂くよう、重ねて要望いたします。

以上

「日本における牛海绵状脳症（BSE）対策について（今までの議論を踏まえたたたき台）」に対する意見

氏名：三毛征子

何故、今この時期に、このような報告書（たたき台）が提示されたのか甚だ疑問であり、大統領選挙を控えたアメリカ政府の圧を感じないわけにはいきません。

食品の安全性をめぐる議論においては、BSE問題に限らず、科学的といいながら、その実、きわめて政治的に決められていることは、WTO問題に象徴される種々の事例が示しています。一方、BSE対策における日本の全頭検査によって得ている消費者の安心感を、非科学的と決めつけるのはおかしなことです。科学的として提示された中身を受け入れるかどうかは、社会を構成する人々の判断によるのだと思います。

食品安全委員会が課題としているように、規制プロセスにおける科学の役割の明確化と、そのプロセスにおける国民の関与を、いかに図るべきかが問われているのです。その意味でも、まず取り組むべきは、アメリカ産輸入牛についてのリスク評価を行うことでしょう。

04 FSCW 第4号

2004年5月26日

食品安全委員会 寺田雅昭委員長 様

食の安全・監視市民委員会

代表 山内一也



第12回食品安全委員会プリオン専門調査会「日本におけるBSE対策（たたき台）」についての意見書

私達「食の安全・監視市民委員会」は、日本におけるBSE対策としての「全頭検査」を評価する立場から意見を申し述べます。

そもそも何故、今この時期に、このような「日本におけるBSE対策（たたき台）」（以下「報告書」と称す）が提示されたのか甚だ疑問です。大統領選挙を控えたアメリカ政府の圧力を感じないわけにはいきません。こうした政治的思惑の中で食品安全委員会の本報告書が果たす役割を考えると以下のようないかにも慎重なものとすべきであり、米国産牛・牛肉・加工品等の輸入再開をはかろうとする日本政府の政策転換の露払いとなるべきではありません。

食品の安全性をめぐる議論においては、BSE問題に限らず、科学的といいながら、その実、きわめて政治的に決められていることは、WTO問題に象徴される種々の事例が示しています。一方、BSE対策における日本の全頭検査によって得ている消費者の安心感を、非科学的と決めつけるのはおかしなことです。科学的として提示された中身を受け入れるかどうかは、社会を構成する人々の判断によるのだと思います。

食品安全委員会が課題としているように、規制プロセスにおける科学の役割の明確化と、そのプロセスにおける国民の関与を、いかに図るべきかが問われているのです。その意味でも、まず取り組むべきは、藤原邦達氏（元大阪大学講師）がホームページ上でコメントされているように、「アメリカ産輸入牛自体についてのリスク評価をこそ行うべき」でしょう。

記

1. はじめに

の中で、「～世界的に見てもBSEについて疫学的、生物学的知見が深まっていることから～」とありますが、プリオン専門調査会委員でもある山内一也氏は、「…リスク軽減には何をどこまでやったらよいのか、それを判断する科学的事実は限られていることを認識しないといけない。牛に異常プリオンを与えた感染実験の結果が昨年出たが、…3ヶ月までの間、異常プリオンが、どこにどう蓄積されて増えていったか全くわかつてない。一方、全頭検査の結果、21ヶ月、23ヶ月でBSE感染牛が見つかった。科学的な事実はこれだけしかない。議論できるデータの蓄積がないのが現状」（04/5/12 朝日新聞）と述べておられます。疫学的、生物学的知見が深まっているといえるのかは甚だ疑問です。

2-1-2 BSEの潜伏期間

2-1-3 牛生体内のプリオン分布と感染性

2-1-4 BSE発症メカニズム

について、いずれも推定に基づかざるを得ない不確実性が存在すると、報告書でも述べており、現時点ではわからないことがほとんどといえます。

2-2 vCJD

2-2-1 vCJD患者発生数

2-2-2 vCJDの潜伏期間と最小発症量

では、あくまで推定に過ぎず、人におけるメカニズムは、時間的経過も含め不明であり、潜伏期間の長さについてもわかつていないのが現状です。

2-2-3 牛ヒトとの種間のバリア

では、ゼロ～10万倍、10～1万倍、最悪のケースとしてはバリアはないと書かれています。いずれにせよ評価が大きく分かれていることは確かです。

2-2-4 vCJD感染に対する遺伝的要因

では、潜伏期間がより短く、かつ感受性がより強いメチオニンの同型遺伝子型（MM型）の遺伝子を持っているのが、ヨーロッパの白人40%に対し、日本人は91.6%との報告もあると書かれています。

このように、vCJDに関しても現時点では、やはり不明なことが多いといえます。

3 リスク評価

3-2 英国におけるリスク評価の事例

でも、多くの仮説を前提としてものこと。

3-3 日本のリスク評価

においても、すべてが仮定、推定から導き出されており、非現実的な数値にもなりかねないと、山内委員も再三、指摘しておられました。つまり現時点では、リスク評価のしようがないということではないでしょうか。

3-3-3-1 BSE検査によるリスク低減と検査の限界

「検査の限界」といみじくも表現されている通り、現時点ではこれも不明なことが多い。ところが、報告書では、「日本ではいわゆる全頭検査を行っていたことが、21および23ヶ月齢のBSE感染牛の発見につながり、消費者の健康保護に貢献した」と自己評価しており、検査の限界はあるものの、全頭検査をすることのみが消費者の安心を得ることが出来、その程度を別にしなくとも、牛肉や内臓等を摂食することによる人のvCJDリスクを低減することに対して貢献していることは事実です。

4 結論

「(2) 我が国で発生するBSEについては、現在のBSE検査及びSRMの除去によって、vCJDが発生するリスクは、ほとんど排除されているものと推測される。」としていますが、これはまさに日本におけるBSEについてのことであり、しかも全頭検査によってvCJDの発生リスクが排除されていると、日本政府が認めているわけです。日本のBSE対策が非科学的であったなどという評価は絶対にされねばなりません。

この報告書では、肉となって輸入されるアメリカ牛のBSEについて何ら言及していません。したがって、この報告書がどう意図しようとも、アメリカ牛肉の輸入解禁につなげることは出来得ないというべきでしょう。新聞にいわれるよう、アメリカ牛肉輸入再開に向けて、日米BSE協議が行われてきたとしても、アメリカ牛における厳密なリスク評価が実施されない限り、日本の消費者は輸入再開を支持出来ません。

以上

連絡先：食の安全・監視市民委員会 事務局

東京都早稲田町75

日本消費者連盟気付

電話 03-5155-4765